

(仮称) 函館鉄山太陽光発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 6 年 1 2 月

Aquila Clean Energy Japan 株式会社

目次

第1章	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
1.	環境影響評価方法書の公告及び縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
(3)	縦覧場所	2
(4)	縦覧期間	2
(5)	縦覧回数	2
2.	環境影響評価方法書についての説明会の開催	3
(1)	公告の日及び公告方法	3
(2)	開催日時、開催場所及び来場者数	3
3.	環境影響評価方法書についての意見の把握	4
(1)	意見書の提出期間	4
(2)	意見書の提出方法	4
(3)	意見書の提出状況	4
第2章	環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解	5

第 1 章 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第 7 条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書及びその要約書を公告の日から起算して 1 か月間縦覧に供した。

(1) 公告の日

令和 6 年 10 月 8 日（火）

(2) 公告の方法

①日刊新聞紙による公告〔別紙 1 参照〕

令和 6 年 10 月 8 日（火）付けの以下の日刊新聞紙に「公告」を掲載した。

・北海道新聞 函館版（朝刊）

※令和 6 年 10 月 16 日（水）に開催した説明会についての公告を含む。

②インターネットによるお知らせ〔別紙 2 参照〕

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

・北海道のウェブサイト

・函館市のウェブサイト

・事業者のウェブサイト

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎等 3 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

①地方公共団体庁舎

- ・北海道渡島総合振興局：北海道函館市美原 4 丁目 6-16
- ・函館市環境部：北海道函館市大森町 21 番 12 号
- ・函館市湯川支所：北海道函館市湯川町 2 丁目 40 番 13 号

②インターネットの利用

事業者ホームページに方法書の内容を掲載した。

<https://www.aquila-clean-energy-apac.com/archives/news/eia-japan>

(4) 縦覧期間

令和 6 年 10 月 8 日（火）から令和 6 年 11 月 7 日（木）までとした。

地方公共団体庁舎等は土・日・祝日を除く開庁時とし、インターネットは常時アクセス可能とした。

(5) 縦覧回数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 0 名であった。

（内訳）

- ・北海道渡島総合振興局：0 名
- ・函館市環境部：0 名
- ・函館市湯川支所：0 名

（参考）

- ・インターネットによる閲覧：94 件（事業者のウェブサイトの閲覧数）

2. 環境影響評価方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第7条の2の規定に基づき、方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

[別紙1 参照]

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・開催日時：令和6年10月16日（水）18時00分から19時30分まで
- ・開催場所：亀尾地区総合福祉センター（函館市亀尾町32-6）
- ・来場者数：5名

3. 環境影響評価方法書についての意見の把握

「環境影響評価法」第8条の規定に基づき、事業者は環境の保全の見地からの意見を有する者の意見書の提出を受け付けた。

[別紙3 参照]

(1) 意見書の提出期間

令和6年10月8日（火）から令和6年11月21日（木）までの間

（縦覧期間及びその後2週間とし、郵送の受付は当日消印まで有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

- ① 縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ② 事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は3通、意見総数は16件であった。

第2章 環境影響評価方法書について提出された環境の保全の見地からの意見の概要とこれに対する事業者の見解

「環境影響評価法」第8条第1項の規定に基づき、環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から提出された意見は16件であった。それに対する事業者の見解は表2-1のとおりである。

表2-1(1) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1-1	(1) 日本では風水害・地震等の自然災害が毎年起こり復旧に難しています。北海道では太陽光パネルの破片が広域に離散し復旧困難な所もあります。環境保全のため、ガラスや金属片の離散対策をネットの設置などにより予防する事を検討してください。	太陽光パネルについて、まずは破損が発生しないよう、対策を十分に検討いたします。その上で、破損が発生した場合の離散対策についても検討してまいります。
1-2	(2) ここは温川の流水域です。要約書47頁ですが、「*：既存のゴルフ場跡地を利用し大規模な造成を実施しないこと、樹木の伐採範囲は最小限とし急斜面への太陽光パネルの設置は実施しないことから、地形改変及び施設の存在に係る影響は限定的であると考えられるが、場内にある程度の起伏を有するため、簡易的な評価を実施する。」として「土地の安定性について定性的に予測する。」とあります。太陽光パネル設置の面積が広いため、保水量や雨水の流速に相当の違いが予測されます。「簡易的な評価」ではなく、雨水量について「定量的に計測し、太陽光パネル設置後の流水域とその量・影響を定量的に予測」して対応してください。繰り返しになりますが、ゴルフ場の時よりパネル面積分の地面の保水効果が落ち、傾斜地での土砂崩れのリスクが増えると予測されます。そのシミュレーションをし、排水システムを設備確保することにより土砂崩れを予防して頂きたいと思います。	排水対策について、現状では、ゴルフ場に既設の排水貯留施設を活用する予定ですが、太陽光パネル設置による雨水の流出状況の変化等を定量的に予測した上で、雨水等を適切に流下させるための排水計画について検討し、関係機関と調整の上、必要に応じて貯留機能の改修等を実施いたします。 なお、本事業では環境への配慮として、太陽光パネルの下を含む地表は定期的な草刈りにより草地として管理し、防草シートの設置や除草剤の散布は行わない予定です。 また、土地の安定性については、発電設備の配置計画と土地分類図及び傾斜区分図等の重ね合わせを行うほか、大規模な盛土が確認された箇所については地質調査を行い、太陽光パネルの設置による土地の安定性への影響について予測いたします。

表 2-1 (2) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
2-1	本意見書は御社が計画中の標記事業の環境影響評価の配慮すべき項、その調査方法について意見するものである。また事業化へは多様な環境保全評価を望むものである。 1 総括事項 (1) 事業計画区域は函館市東部東畑町、鉄山町にある昭和 48 年から平成 20 年までゴルフ場だった標高 100～200m の小高い丘陵地 85.7ha が対象区域になっている。北側に津軽海峡へ注ぐ二級河川、汐泊川が流れており事業区域内を流れる支流のショウシン川が南から注ぐ流域の頂点に一等三角点、清水山 321.1m がある。地質は第三紀泥岩、粘板岩、玄武岩質の岩などにより形成され小さな起伏のある山地を形成し丘が連続し距離があるが東部に粘板岩と泥岩の断層が東西へ形成されている。 なお事業区域は主にススキなどの二次草原で樹木はダケカンバなど先駆樹種や、広葉樹の幼樹、小径木が所々にあると推測される。 また計画区域外の東部に帯状にブナ・ササ・草地が混在している自然度の高い帯状の林がある。 地域は林相、草原環境などからクマガイソウ、カキランなどの存在も想定され希少植生に要留意である。野鳥は流域にクマタカ、ハチクマ、ノスリ、イヌワシ、オジロワシ、草原にオオジシギなど。森林にヨタカ、クマゲラなどのレッドリストランクの鳥類がみられ、区域内はヒグマ、エゾシカの痕跡も多く独特な生態系が保たれた地域となっている。また計画地北西部に土砂災害特別警戒地区と西部の広範囲に警戒区域がある。 治水では、事業区域、庵原町、鉄山町とも住宅付近の河川負荷が多少なりとも増すことも考えられるため工事、事業による土砂管理、流出管理を想定する必要がある。とくに汐泊川は長年の洪水対策で河道掘削、堤防新設など実施しているが、保護水面であり秋冬に工事制限がある。また、市は洪水土砂災害ハザードマップを作成しており、近年の豪雨への対策で北海道では流域治水プロジェクトを設け流域の土地利用に係る流出抑制策に取り組んでいる。 また、利水は付近に函館市の汐泊川取水場がある。環境影響評価を実施するにあたり、最新の知見及び評価手法を採用し、内容が簡明となるような定量的方法を用いること。	対象事業実施区域周辺の環境について情報をご提供いただき、ありがとうございます。今後実施する現地調査の参考とさせていただきます。 治水・利水について、現状では、ゴルフ場に既設の排水貯留施設を利用する予定ですが、太陽光パネル設置による雨水の流出状況の変化を定量的に予測した上で、雨水等を適切に流下させるための排水計画について検討し、関係機関と調整の上、必要に応じて貯留機能の改修等を実施いたします。また、排水先となる河川への濁水の影響については、方法書に記載の手法により現況を調査し、事業による影響を予測・評価いたします。調査・予測においては、水利組合等の関係機関へヒアリングを行い、妥当性を確認した上で適切に実施してまいります。 環境影響評価を実施するにあたっては、最新の知見及び評価手法を収集・検討し、内容が簡明となるように努めます。

表 2-1 (3) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
2-2	(2) 本事業は、総出力 8 万 4 千 939kW (交流 39,900kW、直流 45,039kW)の太陽光発電所を設置する計画であり環境影響を回避・低減する対策と悪影響を想定した事業損失の代償 (リスクヘッジ) を事業者が都度、関係自治体、機関、団体、住民等へ提示する必要がある。	方法書に記載の手法により現況を調査し、事業による環境への影響を予測した上で検討する環境保全措置に関しては、必要に応じて関係機関や住民の方と協議のうえ準備書に記載します。 なお、総出力は 39,900kW (交流) でございます。環境影響評価法における対象事業の判定や一般的に使用される出力は交流で表記されますが、太陽光発電では直流で発電した電気を交流に変換するため、他の太陽光発電事業の事例に倣い、交流・直流それぞれの出力を記載しておりました。準備書では、誤解を生まない表記に修正いたします。
2-3	(3) 本事業に際し、重大な環境影響が生じ、これが回避又は十分な低減が科学的根拠をもとに示すことができない場合、かつ団体や住民との合意形成が困難な場合において、対象事業実施区域の絞り込みや事業規模の縮小はもとより事業計画そのものの見直しを行う必要がある。	環境への重大な影響が生じると予測された場合は、その影響を回避又は低減する環境保全措置を検討し、必要に応じて事業計画の見直しを行うことにより、関係機関や住民の方との合意形成を図りながら進めることができるように努めてまいります。
2-4	2 個別的事項 (1) 土地の安定性、騒音と反射光 事業計画区域の山地 1km 以内には住居が点在し、斜面切土、樹木伐根による不安定化も環境影響が生じるおそれがあるので適切な方法で測定調査及び予測を行い、重大な環境影響の有無を十分に評価すること。また、パワーコンディショナー機器等の付近への騒音やパネルの方向による反射光についても評価すること。	対象事業実施区域はゴルフ場跡地であり、すでに造成済みの土地であるため、大規模な造成等は実施しない計画です。一部林地を伐採する範囲は、住居から離れた箇所であり、その他のゴルフコース間や対象事業実施区域の外周を囲む樹林は伐採しない計画としております。騒音については、パワーコンディショナー等の変電設備と近傍の民家との間には 15m 以上の高低差と幅 50m 以上の樹林帯が存在し、樹林帯の改変は予定していないことから、影響は小さいと想定しております。反射光については、対象事業実施区域の外周を囲む樹林帯が存在することやその改変を予定していないこと、太陽光パネルの方向は住居や道路の無い南向きを計画していることから、太陽光パネルの表面は視認できず、影響は生じないものと想定しております。
2-5	(2) 水環境 事業計画区域内の太陽光発電事業にあたって土地の安定化にも関係するが、施業道拡幅、建設地開削などの土地改変による斜面崩壊、樹木伐採による表水攪乱、濁水発生や土砂の流出、流亡などによる河川への流入増加、土砂流出などの治水安全度低下に到ることが想定されることから、予測を行い、治水安全度の比較や調整池など濁水管理について、近海、内水面の漁業被害も合わせ重大な環境影響の有無を評価すること。	対象事業実施区域はゴルフ場跡地を利用するものであり、現況地形を活かして設備の配置等を行うほか、工事や管理のための道路は既存のカーブ道路を活用して整備するため、大規模な土地改変は実施いたしません。また、樹木伐採は、一部の箇所 (0.4ha) のみであり、濁水の発生や土砂の流出などによる影響は小さいものと考えています。 排水先となる河川への濁水の影響については、方法書に記載の手法により現況を調査し、事業による影響を予測・評価いたします。調査・予測においては、水利組合等の関係機関へヒアリングを行い、妥当性を確認した上で適切に実施してまいります。

表 2-1 (4) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
2-6	(3) 動物 事業計画区域内では、クマタカ、オジロワシ、クマタカ、オオジシギ、ヨタカなどの希少猛禽類等の飛翔が確認あるいは想定され、かつ昆虫ではアサギマダラ、ゴマシジミ RDB 種のニホンザリガニも想定される。また、大個体のエゾヒグマ、エゾシカなどが生息し、特に人的被害の多いエゾヒグマ、農林業被害の多いエゾシカなどは事業による被圧で広域な移動を生みやすい。本州でも管理道等を利用するイノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマの食害域の拡大が報告されているため、それらを調査、評価すること。	対象事業実施区域内で確認が想定される動物種について情報をご提供いただき、ありがとうございます。今後の現地調査の参考とさせていただきます。 対象事業実施区域及びその周辺の動物相については、方法書に記載の手法により現況を調査し、事業による影響を予測・評価いたします。また、環境保全措置については、専門家等からの意見や最新の知見を踏まえて検討してまいります。
2-7	(4) 植物、生態系 事業計画区域沿部は二次林、植林地であるが東部にブナ・ササ・草原があり自然度の高い林相が残っている。また林床・林縁にはクマガイソウ、エビネなどラン科植物や草地にカキラン、ヒキオコシ、サルトリイバラなどが点々とあり、南方と北方の植物が重なる区域である。 そのなかで植生破壊などによる環境影響の有無とそれらの代償を評価すること。さらに、他事業者とエリア隣接区域が生じる調査、事業負荷による攪乱、累積環境被圧など十分に予測すること。	対象事業実施区域周辺で確認が想定される植生や植物種について情報をご提供いただき、ありがとうございます。今後の現地調査の参考とさせていただきます。 対象事業実施区域及びその周辺の植生及び植物相については、方法書に記載の手法により現況を調査し、事業による影響を予測・評価いたします。また、環境保全措置については、専門家等からの意見や最新の知見を踏まえて検討してまいります。他事業者が対象事業実施区域近傍で事業を実施する場合には、可能な限り、当該事業者と調整を行います。
2-8	(5) 景観 事業計画区域は函館市東部の丘陵地で山裾を道道 83 号線が通り各々世界遺産に指定された南茅部と自然公園のある恵山へ分岐する交差点に近い重要な観光道路である。各々道路の視程「眺望点」からや、隣接する亀尾町を含め地域の公共施設からの景観の影響予測につき評価すること。	景観の調査地点は、地域の日常的な視点場として道道 83 号沿いや亀尾地区総合福祉センターにも設定しています。 その眺望景観への影響については、フォトモンタージュ法を用いて予測いたします。
2-9	(6) 人と自然との触れ合いの活動の場 事業計画区域内は、特に施設や野外活動コース設定はない。しかし汐泊川流域は山菜、キノコ採取者が多いので環境影響の有無を評価すること。	今後、対象事業実施区域及びその周辺にて主要な人と自然との触れ合いの活動の場の情報が得られた場合は、評価項目として選定を検討いたします。

表 2-1 (5) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
2-10	(7) その他 事業計画区域には発電所として送電線網をどのような経路で組むのか、送電線路の線引き、電柱の設置箇所、高さ、色彩次第で環境への影響は少ない。また北電契約年数と施設耐用年数に整合性があるか。さらに事業終了、もしくは、事業撤退した場合の施設取り壊し、森林、草地への計画前復元が懸念されることから、これらについて私有地であるものの、適切な方法、契約による確約及び予測を明らかにし、重大な環境影響の有無を評価すること。さらに工事中の相当量の残土、伐木など建設廃棄物についてその処理について具体的に示すこと。	対象事業実施区域から接続予定の北海道電力株式会社の鉄塔までの送電線は、環境に配慮して、道路への埋設を検討しております。 北海道電力株式会社との契約は、事業の実施段階となる見込みです。契約年数は、設備の耐用年数を考慮して協議します。 事業終了後の原状復帰は、事業期間中に費用の積み立てを行い実施する予定です。 本事業では、基本的に造成を実施せず、残土は発生しない計画です。また、樹木の伐採は、必要最小限とする計画です。廃棄物の処理方法については、準備書において示します。
2-11	(8) 所見 私たちは太陽光、風力、地熱、水力などの自然再生可能エネルギー事業を推進し、電源を分散していくのはわが国の求めるところであり、当会、当ネットワークも反意は無い。しかしながら、環境影響評価方法書、環境影響評価書の段階で本太陽光発電事業には次の2項で水環境（治水含）、生態系および安全へ悪影響が生ずると懸念されるため、早期に事業可否の判断をされたい。 a.林道、施業道および丘陵の大幅改変はその土質から崩落があると川への土砂流亡が生じ、洪水パラメータである流域流出率を上げ河川の治水安全度を悪化させると考えるので、関係機関との調整と調整池など対策を願う。 b.事業開始は、ややもするとクマゲラ、ヒグマなど大型鳥獣の生活を攪乱、生息域の消滅、森林植生への被圧、彼らの好餌部消滅など影響は少ないと考えられる。また、ヒグマ、エゾシカが事業の影響により移動路を変えたことで集落に近い里山、田畑や市街地住民へそれらが向かい食害にあう等の人的、一次産業へ被害のポテンシャルは否定できないので予測と対策を行う必要がある。 これから、安全や生態系保全上も本太陽光発電計画は森林、草原環境へ少なからず悪影響を与え、え、充分な配慮による方法を検討するよう意見する。	対象事業実施区域はゴルフ場跡地を利用するものであり、現況地形を活かして設備の配置等を行うほか、工事や管理のための道路は既存のカート道路を活用して整備するため、大規模な土地改変は実施いたしません。治水について、現状では、ゴルフ場に既設の排水貯留施設を利用する予定ですが、関係機関と調整の上、必要に応じて貯留機能の改修を実施いたします。 対象事業実施区域及びその周辺に生息する動物相については、方法書に記載の手法により現況を調査し、事業による影響を予測・評価いたします。また、環境保全措置については、専門家等からの意見や最新の知見を踏まえて検討してまいります。 安全性を確保し、地域の生態系にも配慮した事業を実施してまいります。

表 2-1 (6) 環境影響評価方法書について提出された意見の概要と事業者の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
3-1	貴社作成の方法書について意見書を提出します。 (1)対象事業実施区域に関しての生物多様性について 元ゴルフ場で閉鎖して 18 年経過してるとのことで区域全体としては、二次林の草原地域のようです。また実施区域周辺外は広葉樹の雑木林が見られます。(2.2-11P-13)一部ため池もあります。 このような環境においては、生物多様性に関して何らかの自然環境が保たれてると思います。 野鳥に関しては、絶滅危惧種の猛禽類のクマタカやチュウヒなどが見られるかと察します。 また草原性の野鳥では準絶滅危惧種のオオジシギやオオヨシキリなどが繁殖してるかと察します。 その他広葉樹林の木の実をもとめてのカラ類も存在が高いと思います。 後のアセスをしっかりと行っていただきたいと思います。	対象事業実施区域周辺に生息する可能性のある鳥類について情報をご提供いただき、ありがとうございます。今後実施する現地調査の参考とさせていただきます。 対象事業実施区域及びその周辺に生息する動物相については、方法書に記載の手法により現況を調査し、事業による影響を予測・評価いたします。また、環境保全措置については、専門家等からの意見や最新の知見を踏まえて検討してまいります。
3-2	(2) 工事車両の作業内容について ゴルフ場の跡地を使用するとのことで大掛かりな伐採等は少ないと思いますが、ソーラーパネルの設置に関しては整地工事が行われると思います。その際、土砂などの汚染された流出物が近くの河川などに流れないように注意してください。けして鮭の遡上の汐泊川などに流れないように・・・	ご理解のとおり、樹木の伐採は最小限とし、現況地形を活かしてパネルを設置する計画ではございますが、整地（表土 10 cm 程度）を実施いたします。整地にて一時的に裸地化した箇所は、締固めを実施し、表土の流出防止や架台の安定性向上に努めます。また、工事初期に排水貯留施設の整備を実施し、工事中に濁水が汐泊川へ流出することがないように対策いたします。なお、工事着手前には土壌汚染対策法に則った土壌汚染状況調査を行い、特定有害物質による汚染がないか確認した上で着工する計画としております。
3-3	(3) 北海道地域における太陽光発電設置について 北海道では、太陽光発電施設の設置場所は本州と比べ休耕田などを利用しているケースが多いですが、今回の計画地は元ゴルフ場とのことです。設置面積が広大なメリットがあるかと思いますが、構造図(2.2-16P-18)をみるとパネルの傾斜角度は 15 度になっています。道南エリアの平均積雪量 50～80 センチからですとパネルに積もってしまうのではないかと余計な心配してしまいましたが・・・特に湿気の多い雪が多いです 北海道の平均傾斜角度は 30～40 度位です。最終処分を考慮し再度パネルの枚数を検討してください。 以上実施計画地域における太陽光発電所設置に関して、充分なるアセスを行い自然環境に影響が無いようお願いいたします。	太陽光パネル上の積雪については、定期的な設備点検等に合わせて除雪を行い管理する予定です。太陽光パネルの処分については、発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)等を検討した上で、使用継続が不可能な場合には、国や道の指針等に則り適切に処分いたします。なお、事業終了後の原状復帰は、事業期間中に費用の積み立てを行い、確実に実施いたします。

○日刊新聞紙による公告

北海道新聞 函館版（令和 6 年 10 月 8 日（火） 朝刊）

環境影響評価方法書の公表について（公告） 環境影響評価法に基づき（仮称）函館鉄山太陽光発電事業「環境影響評価方法書」を縦覧し、説明会を開催致します。	
一、事業者の名称	Aquila Clean Energy Japan 株式会社
代表者の氏名	代表取締役 栗山 根年
主たる事務所の所在地	東京都千代田区内幸町一丁目一番二番二号日比谷国際ビル七階
二、対象事業の名称	（仮称）函館鉄山太陽光発電事業
種類	太陽電池
規模	三万九千九百キロワット（交流）
三、対象事業実施区域	北海道函館市（鉄山町・東畑町）
四、環境影響を受ける範囲と認められる地域の範囲	北海道函館市
五、縦覧の場所	渡島総合振興局、函館市環境部、函館市湯川支所
※縦覧時間は各施設の開庁日及び時間帯に準じます。	
電子縦覧	https://www.aquila-clean-energy-jpac.com/archives/news/cia-japan
縦覧期間	令和六年十月八日（火）から令和六年十一月七日（木）まで
六、意見書の提出	環境の保全の見地からの意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）を記入のうえ、縦覧場所に設置してある意見書箱に投函頂くか、令和六年十一月二十一日（木）までに左記のお問い合わせ先へ郵送ください。（当日消印有効）
七、住民説明会の開催を予定する日時及び場所	住民説明会 令和六年十月十六日（水）十八時から （当日消印有効） 函館地区総合福祉センター（函館市亀尾町三二一六）
八、お問い合わせ先	Aquila Clean Energy Japan 株式会社 プロジェクト開発（担当：齋藤） 〒100-0001 東京都千代田区内幸町二丁目二番二号 日比谷国際ビル七階 電話 〇三―三五二八―八二五二

〇インターネットによる「お知らせ」
・北海道のウェブサイト

HOME > 環境生活部 > 環境保全局環境政策課 > 環境影響評価 > 法118_（仮称）函館鉄山太陽光発電事業

法118_（仮称）函館鉄山太陽光発電事業

ページ内目次 事業の概要 配慮書 方法書

事業の概要

事業者

Aquila Clean Energy Japan（アキラクリーンエナジージャパン）株式会社

事業の種類

太陽電池発電所

事業の規模

最大39,900kW（交流）

事業実施区域

函館市

関係市町村

函館市

配慮書

環境影響評価法による第二種事業であり、配慮書手続きなし。

方法書

縦覧

公表日

令和6年(2024年)10月8日

縦覧期間

令和6年(2024年)10月8日～令和6年(2024年)11月7日

一般意見提出期限

令和6年(2024年)11月21日

縦覧場所

函館市環境部

函館市湯川支所

渡島総合振興局保健環境部環境生活課

インターネットによる公表

事業者ウェブサイト

説明会

場所

亀尾地区総合福祉センター

日時

令和6年（2024年）10月16日（水）18:00～

知事意見

カテゴリ お知らせ 環境影響評価

カテゴリー

> お知らせ

> 環境影響評価

環境保全局環境政策課メニュー

注目情報

入札情報等

入札

パブコメ

公募

トピックス

関連機関

関連リンク

政策一覧

行政情報

環境政策

環境教育

協働・普及啓発

環境影響評価

特定の開発行為

水道・飲用井戸

北海道庁メディアポータルサイト 道庁のSNSや動画サイトが大集結!

Click Here!

www.misasal-hokkaido.jp

12

- ・函館市のウェブサイト

[函館市TOP](#) > [市政ポータルサイトTOP](#) > [分野](#) > [くらし](#) > [エネルギー](#) [+ 開く](#)

(仮称)函館鉄山太陽光発電事業 環境影響評価方法書及び同要約書の縦覧について

公開日 2024年10月08日

環境影響評価法に基づき、(仮称)函館鉄山太陽光発電事業の環境影響評価方法書及び同要約書の縦覧が下記のとおり行われています。

事業者について

事業者名：Aquila Clean Energy Japan株式会社

代表社員：代表取締役 栗山 根年

所在地：〒100-0011東京都千代田区内幸町2丁目2番3号日比谷国際ビル7階

事業の概要

名称：（仮称）函館鉄山太陽光発電事業

種類：太陽電池

規模：太陽光発電所出力：最大39,900kW（交流）

対象事業実施区域：函館市（鉄山町・東畑町）

方法書の縦覧について

1 縦覧場所

- ・北海道渡島総合振興局（函館市美原4丁目6番16号）
 - ・函館市環境部環境政策課（北海道函館市大森町21番12号）
 - ・函館市湯川支所（北海道函館市湯川町2丁目40番13号）
- （土日祝日を除く午前8時45分から午後5時30分まで）

2 電子縦覧

Aquila Clean Energy Japan株式会社のホームページから方法書を縦覧することができます。

<https://www.aquila-clean-energy-apac.com/archives/news/eia-japan>

3 縦覧期間

令和6年(2024年)10月8日(火)から令和6年(2024年)11月7日(木)まで

4 意見書の提出

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に①氏名および住所、②事業の名称、③ご意見（日本語により、意見の理由を含めて記載してください）を明記のうえ、下記（１）または（２）の方法でご提出ください。

- (1) 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函（令和6年11月7日（木）まで）
- (2) お問い合わせ先に郵送（令和6年11月21日（木）当日消印有効）

※提出されたご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、公表される場合があります。

5 問合せ先

Aquila Clean Energy Japan株式会社 プロジェクト開発 (担当: 齋藤)

〒100-0011東京都千代田区内幸町2丁目2番3号日比谷国際ビル7階

電話 03-3528-8251

(土曜日・日曜日・祝祭日を除く 午前9時から午後5時まで)

・事業者（当社）のウェブサイト

NEWS



24.09.2024 | Community News

「(仮称) 函館鉄山太陽光発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧について

お知らせ

「(仮称) 函館鉄山太陽光発電事業」に係る環境影響評価方法書の縦覧について

環境影響評価法に基づき、「(仮称) 函館鉄山太陽光発電事業に係る環境影響評価方法書」(事業者：Aquila Clean Energy Japan株式会社)が縦覧を行っております。

1. 事業の概要

【事業者の名称】Aquila Clean Energy Japan株式会社

【代表者の氏名】代表取締役 栗山(くりやま) 根(ね)年(とし)

【主たる事務所の所在地】東京都千代田区内幸町2丁目2番3号日比谷国際ビル7階

【事業の名称】(仮称) 函館鉄山太陽光発電事業

【事業の種類】太陽電池

【事業の規模】39,900kW(交流)

【対象事業実施区域】北海道函館市(鉄山町・東畑町)

【環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲】北海道函館市

2. 縦覧場所及び縦覧期間

【縦覧場所】

・渡島総合振興局

・函館市環境部

・函館市湯川支所(鉄山町所管支所)

【縦覧期間】 令和6年10月8日(火)から令和6年11月7日(木)まで

(土日・祝日を除く)

※縦覧時間は各施設の開庁日及び時間に準じます。

3. 環境の保全の見地からの意見書の提出

環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面に①氏名及び住所、②事業の名称、③ご意見(日本語により、意見の理由を含めて記載してください)を明記の上、下記(1)または(2)の方法でご提出ください。

(1) 縦覧場所に備え付けの意見書箱に投函(令和6年11月7日(木)まで)

(2) お問い合わせ先に郵送(令和6年11月21日(木)当日消印有効)

※提出されたご意見は、住所、氏名などの個人情報を除き、公表される場合があります。

4. 住民説明会

・亀尾地区総合福祉センター 開催日時：令和6年10月16日(水) 18:00～

5. お問い合わせ先(意見書の提出先)

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2丁目2番3号日比谷国際ビル7階

Aquila Clean Energy Japan株式会社 プロジェクト開発(担当：齋藤)

電話：03-3528-8251

お問い合わせ時間：9時00分から17時00分まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)

[方法書_Hohosho](#)

[要約書_Yoyakusho](#)

[PDF Download](#)

○ご意見記入用紙

「（仮称）函館鉄山太陽光発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「（仮称）函館鉄山太陽光発電事業 環境影響評価方法書」について、環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、本用紙に必要事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置した意見書箱へご投函頂くか、下記住所までご郵送願います。

○送付先（郵送の場合）〒100-0011

東京都千代田区内幸町 2 丁目 2-3 日比谷国際ビル 7 階

Aquila Clean Energy Japan 株式会社（担当：齋藤）

○意見書の受付期間 令和 6 年 10 月 8 日（火）～令和 6 年 11 月 7 日（木）

（郵送の場合は～令和 6 年 11 月 21 日（木）。当日消印有効）

.....

意 見 書

令和 年 月 日

項 目	ご記入欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〒 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	
環境の保全の見地からのご意見 （日本語により意見の理由を 含めて記入してください）	

注 1：本用紙に記入いただいた内容は、個人情報保護の観点から適切に取扱います。

2：提出されたご意見は、住所、氏名等の個人情報を除き、公表される場合があります。

3：この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使い下さい。